



鳥取県公報

平成 30 年 12 月 4 日 (火)
号外第 93 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 病院局管	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (5) (総務課) 2
理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (6) (〃) 4

病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年12月4日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、<u>課及びセンター</u>を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 15%;">略</td> <td style="width: 15%;">略</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>経営課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">患者支援センター</td> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">周産期母子センター</td> <td> 1 周産期救急医療に関すること。 2 周産期母子センターの管理に関すること。 3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">患者支援センター</td> <td style="border: 2px solid black;"> 1 がん相談支援その他患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 2 へき地の医療支援に関すること。 3 地域における医療機関との連携及 </td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	略	略	事務局	経営課		略			患者支援センター	がん相談支援センター		略		略			略		周産期母子センター	1 周産期救急医療に関すること。 2 周産期母子センターの管理に関すること。 3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。	患者支援センター	1 がん相談支援その他患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 2 へき地の医療支援に関すること。 3 地域における医療機関との連携及	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部<u>及び課</u>を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 15%;">略</td> <td style="width: 15%;">略</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>経営課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="border: 2px solid black;">医事課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">地域連携センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">周産期母子センター</td> <td> 1 周産期救急医療に関すること。 2 周産期母子センターの管理に関すること。 3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。 </td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	略	略	事務局	経営課		略	医事課		略			地域連携センター			がん相談支援センター			略		略			略		周産期母子センター	1 周産期救急医療に関すること。 2 周産期母子センターの管理に関すること。 3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。
鳥取県立中央病院		略	略																																																
	事務局	経営課																																																	
	略																																																		
	患者支援センター	がん相談支援センター																																																	
	略																																																		
略																																																			
略																																																			
周産期母子センター	1 周産期救急医療に関すること。 2 周産期母子センターの管理に関すること。 3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。																																																		
患者支援センター	1 がん相談支援その他患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 2 へき地の医療支援に関すること。 3 地域における医療機関との連携及																																																		
鳥取県立中央病院	略	略																																																	
	事務局	経営課																																																	
	略	医事課																																																	
	略																																																		
	地域連携センター																																																		
	がん相談支援センター																																																		
	略																																																		
略																																																			
略																																																			
周産期母子センター	1 周産期救急医療に関すること。 2 周産期母子センターの管理に関すること。 3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。																																																		

<p>び支援に関すること。</p> <p>4 医療社会事業に関すること。</p> <p>5 患者の受付及び入退院事務に関すること。</p> <p>6 医療扶助に関すること。</p> <p>7 社会保険に関すること。</p> <p>8 医療費の請求事務に関すること。</p> <p>9 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。</p> <p>10 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。</p> <p>11 患者支援センターの管理に関すること。</p> <p>略</p>	<p>略</p>
<p>(職制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、<u>患者支援センター</u>、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>

附 則

この規程は、平成30年12月17日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年12月4日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																															
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給料表 (別表第2)</td> <td>医療職給料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、センター長（地域連携センター長に限る。）、副センター長（<u>看護師の職務に従事する職員に限る。</u>）、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>別表第4（第3条、第4条関係） 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3</u> 副センター長の職務</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4</u> 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5</u> 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>		種類	適用範囲	略		医療職	略	給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、センター長（地域連携センター長に限る。）、副センター長（ <u>看護師の職務に従事する職員に限る。</u> ）、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	略		職務の級	職務	略		6級	1・2 略		<u>3</u> 副センター長の職務		<u>4</u> 略		<u>5</u> 略	略		<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給料表 (別表第2)</td> <td>医療職給料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、センター長（地域連携センター長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>別表第4（第3条、第4条関係） 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3</u> 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4</u> 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>		種類	適用範囲	略		医療職	略	給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、センター長（地域連携センター長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	略		職務の級	職務	略		6級	1・2 略		<u>3</u> 略		<u>4</u> 略	略	
種類	適用範囲																																																
略																																																	
医療職	略																																																
給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、センター長（地域連携センター長に限る。）、副センター長（ <u>看護師の職務に従事する職員に限る。</u> ）、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師																																																
略																																																	
職務の級	職務																																																
略																																																	
6級	1・2 略																																																
	<u>3</u> 副センター長の職務																																																
	<u>4</u> 略																																																
	<u>5</u> 略																																																
略																																																	
種類	適用範囲																																																
略																																																	
医療職	略																																																
給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、センター長（地域連携センター長に限る。）、副センター長、副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師																																																
略																																																	
職務の級	職務																																																
略																																																	
6級	1・2 略																																																
	<u>3</u> 略																																																
	<u>4</u> 略																																																
略																																																	

別表第5（第3条、第4条関係）

ア・イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長又は副センター長（患者支援センターの副センター長を除く。）の職務
6級	副局長、センター長、副センター長（患者支援センターの副センター長に限る。）又は副室長の職務
略	

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（地域連携センター長に限る。） 室長（医療情報管理室長及び新病院建設推進室長に限る。） 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。） 参事（管理者が必要と認めた者に限る。） 看護師長 副センター長（患者支援センター及び地域連携センターの副センター長に限る。）	3種
略	

別表第5（第3条、第4条関係）

ア・イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長又は副センター長の職務
6級	副局長、センター長又は副室長の職務
略	

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（地域連携センター長に限る。） 室長（医療情報管理室長及び新病院建設推進室長に限る。） 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。） 参事（管理者が必要と認めた者に限る。） 看護師長 副センター長（地域連携センターの副センター長に限る。）	3種
略	

附 則

この規程は、平成30年12月17日から施行する。